

# 国宝木簡てぬぐい 掲載木簡をより詳しく知るために 【木簡解説シート】

## 1 丹波国からの小麦の荷札

(二一二次、SD2700出土。『平城宮木簡二』二一八二号。

以下、宮二―二一八二のように略す)

### 丹波国何鹿郡高津郷交易小麦五斗

長さ二四一mm・幅二八mm・厚さ五mm ○三二型式

丹波国何鹿郡高津郷(今の京都府綾部市高津町および福知山市観音寺・興付近)からの小麦の荷札。小麦の荷札は珍しく、他には平城京左京三条二坊一坪(旧長屋王邸)の井戸SE5140から出土した阿波国(今の徳島県)からの宝亀七年(七七六)の荷札など、数点があるのみである。

丹波国からの荷札は米に付けられたものが圧倒的に多く、他の物品としては『平城京木簡一』四三八号)や曼椒油(「曼椒」はイヌザンショウで、古語では「いたちはじかみ」または「ほそき」。『平城宮発掘調査出土木簡概報』二五、二一頁上段。以下、『城』二五―二一上のように略す)が目につく程度である。なお、上記二点はいずれも長屋王家木簡で、同じく長屋王家木簡に含まれる「丹波国胡麻油二斗□」と記された削屑(削屑)「城」二八―二九上)も、あるいは荷札に由来するかもしれない。また、1の小麦は交易(物品購入)によって入手したと記されているが、上述の腊の荷札にも同じく「交易」の文字が見える。

1の文字は、独特のクセがあり味わい深い。郷名の「高津」はどこで文字が切れるかも判然とせず、地名を知らなければ読みがたいだろう。特に「津」の字は個性的である(ただし、古代の「津」

## 2 木工寮から宮内省へ(?)宛てられた文書木簡

(二一二次、SD2700出土。宮二―二〇九七)

### 木工寮解

「□」申請□

「木工寮□□□」

長さ(一一五)mm・幅四九mm・厚さ五mm ○一九型式

木工寮が発した解文の正文(案文(「控えの文書」)に対する正式な文書)とみられる文書木簡。木工寮は宮内省の被管で、土木建築関係の事柄を掌る官司。和訓は「こたくみのつかさ」。

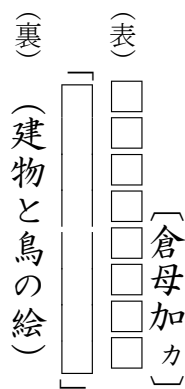
「解」は公式令に定められる文書様式の一つで、下位の役所から上位の役所に宛てる上申文書のこと。宛先は記されないが、木工寮からの解は宮内省に宛てられたものと見なすが穩当だろう。SD2700出土木簡には宮内省関連の資料が多く含まれ、2もその一つとなる。

やや文字がかすれているが、中央右よりの一行目が、本来の木工寮解文としての文章である。比較的よく残る「請」や「寮」の字を見れば、楷書に近い謹直な文字で記されていることがわかる。また、この行の一番下の文字が途中で切れていることから、下端は二次的に切断されたとみられる。左上隅付近から書き始められた墨色の濃い二行目は、切断後に右行の文字を見ながらなされた習書（練習）であろう。それにしても、この二行目の文字はいかにも稚拙で、滑稽な雰囲気を醸し出す。四文字目は「□」〔解カ〕としたがバランスが悪く、また偏・旁とも画が整わない。あるいは左右に並ぶ別の二文字とみるべきかもしれない。また、その下の二文字には、「秦」か「奈」を書こうとしながら正確な字画が思い出せず難儀しているような風情が漂う。

一般に「習書」というと、漢字ドリルのような字の練習を想起しがちである。だが、実際には落書きや手遊び、あるいは清書前の筆慣らしなどと考えられるものも多く含まれる。また、いわゆる練習とみられる場合でも、単語単位や文章単位で書かれたものもあり、一文字単位のものでも非常に美しく字画が整い、上級者がさらなる技術の向上を目指して書写したとみられるものなど、多様性に富む。そのような中で、2の二行目の習書は、ほとんど文字を知らない初学者が右側の一行目を見ながら懸命に筆記したような、まさに「練習中」との印象を与える。微笑ましくはあるが、大笑いしては失礼だろう。

### 3 建物や鳥の絵が描かれた木簡

(二次、SD2000出土。宮一―二一六)



長さ(七四)mm・幅(一八)mm・厚さ三mm ○八一型式

3は、内裏内郭から築地の下をくぐって内裏東大溝SD2700に流れ込む凝灰岩切石積み暗渠SD2000の、SD2700との合流点近くで見つかった木簡二点のうちの一つ。内裏で使われ捨てられた木簡が流れてきたものか。

表面は、右辺に沿って文字が残る。残画からみて文字のちようど左半分に相当すると考えられ、元来は今の二倍、三六mm程度の幅があったのだろう。裏面の絵の残り具合とも矛盾しない。墨痕明瞭かつ端正な筆致で、いくつか文字は推定できるが、全体の意味は取りがたい。その左側には、墨痕の薄い大ぶりの文字が見える。一番上は、之繞の文字か。木簡を捨てる前に、余白を使って文字を練習したのである。

裏面には建物と、その下に鳥の絵が描かれる。建物は正面二間、中央扉口、両脇連子窓、屋根は瓦葺と考えられる。下部に東柱らしいものを描いており、縁を張ったものとみられる。表面の記載内容と裏面の絵に関連があるかどうかは不明。

## 4 打合釘の付札

(一八次、SK1979出土。宮二一九三六)

### 打合釘廿□

長さ八七mm・幅一七mm・厚さ五mm ○三二型式

打合釘の付札。「打合釘」とは、両端を尖らせた釘のこと。板と板とを継ぎ合わせる際に用いる。現在ではこのような釘を「相釘」(「合釘」とも)と呼び、また藤原宮木簡に「打相釘」との表記が見える(『飛鳥藤原宮発掘調査出土木簡概報』一一、一頁下段)ことから、「打合」は「うちあい」と読んだとみられる。正倉院文書や延喜木工寮式には、一寸五分(約四・五cm)から一尺(約三〇cm)まで、さまざまな規格の打合釘が見える。平城宮跡では、他に第一次大極殿院などを含む中央区の東側を南流する中央大溝SD3715から、古釘六隻を再利用して五寸の打合釘五一隻を作ったことを記した木簡が出土している(宮七一・九一四)。

## 5 丸い栓のような木簡

(二三次、SK820出土。宮二一六〇〇)

### 十五斤

長さ五四mm・幅五三mm・厚さ一一mm ○六一型式

古代の木簡ではあまり見かけない不思議な木簡である。長さ五四mm、幅五三mmという数字だけ見たら、正方形の板を思い浮かべるだろうが、この木簡は円盤状の木簡である。長さ・幅という寸法記載にはなじまないタイプの木簡で、むしろ長径五四mm、短径五三mmなどと表現した方がわかりやすいかも知れない。

## 6 藁の量を検査した記録

(二三次、SK820出土。『城』三五一一四下。宮二一四三)

### 〔九カ〕

(表)九月□日檢校藁式伯陸拾伍圍

又乱六束

(裏)

中務少丞池田足繼

長さ三五一一mm・幅四一一mm・厚さ六mm ○一一型式

「中務少丞」(中務省の第三等官)の池田足繼が、藁の量を「檢校」(検査)して、「式伯陸拾伍圍」と「乱六束」あることを確認した記録。「圍」(圍)は藁の単位。「乱」は一圍に満たない半端分とみられるので、一圍一一〇束か。日付で始まるなど、奈良時代の文書木簡としては書式が整っていないが、帳簿と考えるには長大で、書きぶりもおおらかである。やはり手紙の機能は果たしたとみるべきであろうが、検査した藁とともに宛先に移動している可能性も考えておくべきだろう。文書木簡として送り状の機能を果たすだけでなく、品物の付札としての役割も果たしたとみるわけである。

藁の用途としては、中務省管下の図書寮や縫殿寮における造紙原料や藁製品の素材が挙げられる。SK820出土木簡には、

図書寮に関わる木簡が含まれており（図書寮解「宮一―四八」など）、6の藁は、造紙材料として図書寮に送られたものと想定することができよう。

## 7 香入れの付札

（二三次、SK820出土。宮一―四六五）

### 搗香櫃

長さ四一mm・幅二四mm・厚さ四mm ○三二型式

お香を入れた容器に付けられた付札。「搗香」は砕いて細かくしたお香のこと。「櫃」はそれを入れる容器。

7は、長さ約四cmと小型だが、上端の両角を切り落とし、側面も丁寧に削り整えるなど、全体的に端正に作り込まれている。7が付けられた櫃の方も、かなり小型の精巧なものであったことが推察されよう。おそらく聖武天皇愛用の品に付けられたもので、あるいは、天平十二年（七四〇）から十七年にかけての恭仁・紫香楽・難波・平城間の聖武の移動に伴って運搬した際の付札かもしれない。正倉院に献納されていても不思議ではない逸品。実際に正倉院宝物の中には、7とほぼ同じ形・大きさで「五櫃（桂心）」（「桂心」は桂皮、すなわちシナモンの枝の高級品）と書かれた「木牌」と呼ばれる付札がみられる。

SK820からは他に「御殿内火炉一口」と書かれた付札も出土している（宮一―四七九）。「御殿」は聖武天皇の日常起居した内裏の正殿。「火炉」は火鉢の意味だが、7と一緒に見つかったることからは、香炉の可能性も考えられよう。

なお、7の材には広葉樹が用いられている。一般に、木簡の材はヒノキやスギなどの針葉樹が多いとされ、広葉樹は珍しい。

## 8 近江国からの蘇の荷札

（二三次、SK820出土。宮一―四六六）

### 近江国生蘇三合

長さ五五mm・幅九mm・厚さ二mm ○三二型式

近江国（今の滋賀県）から届けられた「生蘇」の荷札。蘇は牛乳を煮詰めて作る古代の高級乳製品。「生」とあるから、半生のやわらかい状態で土器に入れられていたのだろう。「三合」は今の一合三勺強（約二四〇cc）にあたる。容器に合わせて木簡も小型。最小の木簡の一つ。

8は、永らくの間、日本で唯一の蘇の荷札木簡だった。それだけ、蘇が貴重な製品だった証と言えよう。ところが、一九八九年から九〇年にかけて発見された二条大路木簡（左京三条二坊の長屋王邸の跡地に設けられた光明皇后の皇后宮に関わるとみられる七万四千点に及ぶ木簡群）からは、参河・美濃・武蔵・上総の四点の蘇の荷札木簡がまとまって発見された。これにより、高級乳製品である蘇が、広く全国で生産・貢進されていたことが明らかになった。

## 9 万葉仮名で「タカヤマノ」と記した木簡

（二三次、SK820出土。宮一―五五一）

（表）乃多可夜万乃  
（左）大乃  
（裏）長為夜及一  
為久夜及

長さ（二二九）mm・幅二九mm・厚さ七mm ○八一型式

習書が全面にわたる中に万葉仮名の文言がみえる木簡。「多可夜万□「乃カ」とあり、「タカヤマノ（高山の）」と読める。「乃」字のように、日本語の助詞までも書き表すことができるのが、万葉仮名で書く一番のメリットといえる。五文字であるので、歌の一部である可能性もある。他に「為」の文字などの練習をしているが、裏面の木の割れた部分や側面にまで習書しており、材を余すところなく利用したあとがうかがえる。表面上部には鳥の絵も描く。「タカヤマノ」に続く文言に、「鳥」を指すコトバがあったのか、あるいは、単に思いつきで戯れて描いたものか。

近年、歌を木簡に書くことについて、単に歌の練習書きではなく、典礼に用いるなどの一定の目的、用途および形式（材の大きさおよび字配り）があった可能性が提起されている。9の場合は歌を書いたかどうかはつきりしないが、万葉仮名で歌を書くことを考えるためには、さらにこのような木簡の類例の収集が必要になるだろう。

## 10 若狭国からの塩の荷札1

(一三次、SK820出土。宮一―四二四)

三方郡弥美郷中村里 別君大人  
三斗

長さ二〇一mm・幅四一mm・厚さ四mm ○五一型式

## 11 若狭国からの塩の荷札2

(一三次、SK820出土。宮一―四二五)

三方郡弥美郷中村里 別君大人  
三斗

長さ二〇二mm・幅四一mm・厚さ六mm ○三二型式

若狭国<sup>わかさ</sup>三方郡<sup>みかた</sup>弥美郷<sup>なみ</sup>中村里<sup>なかつむら</sup>（現在の福井県美浜町付近）からの荷札木簡。貢納量が三斗（今の一斗三升五合ほど、約二・四三斗にあたる）であることから、塩の荷札と考えられる。

10と11は、記載内容は全く同じで、筆跡も酷似する。材の様子もよく似ており、おそらく同じ木から作られた木簡であろう。同一の場所で、同一の人物によって作成されたものと考えられる。唯一異なるのは、木簡の形である。

塩の荷札木簡の場合、このような同文の木簡が複数点確認されるのは若狭のみである。一方、若狭の塩荷札の特徴として、出土遺構（10・11の場合はSK820）の年代観より遙かに古い年紀を有する場合が少なくない点が指摘できる。こうしたことから、若狭で生産された塩は、たとえば周防国（今の山口県東部）の塩とは形状・性質が異なり、生産体制や荷物にした際の梱包形態も異なり、添付される荷札の形状や利用法も異なり、と考えられる。

同文二点の木簡の形が異なるのは、荷物への付けられ方の違いを反映しているものであろう。おそらくは、先の尖った10を荷物の中に封じこみ、紐を掛けるための切り込みがある11を荷物の外に括り付けたのであろう。

## 12 備後国からの鍬の荷札

(一三次、SK820出土。宮一―三二四)

備後国三上郡調鍬壺拾口 天平十八年

長さ二五七mm・幅二六mm・厚さ五mm ○三二型式

備後国<sup>びんご</sup>三上郡<sup>みかみ</sup>（今の広島県庄原市付近）からの調の鍬<sup>くわ</sup>の荷札。調の荷札は貢進者の個人名を記すことを基本とするが、鍬の荷札には貢進者名が記されない。これは、鍬の一人あたりの貢進量が

三口（個）であった（賦役令調絹絶条）のに対し、發送する際には十口単位にまとめ直されたからである。わざわざ十口ずつにまとめ直されたのは、鋤が役人の位階に依じて年二回（二月と八月）支給される季禄（ボーナス）などに充てられ、その一人あたりの支給量が五口または十口単位であったためと考えられる。支給しやすさを考えた梱包だったわけである。天平十八年は七四六年。SK820出土のほかの鋤の荷札の年紀も天平十七・十八年で、保管期間はごく短い。腐るものではないけれども、貢進されたものをすぐ翌年の季禄支給などに用いたのであろう。

荷札木簡からみると、鉄製品は古来鉄の生産で名高い吉備地方（令制の備前・備中・備後および美作の各国。今の岡山県および広島県東部）から納められている。なお、播磨国（今の兵庫県西南部）からとみられる鉄の荷札木簡も一点ある（『飛鳥藤原京木簡二』三六三二号）。『延喜式』では伯耆国（今の鳥取県西部）からも鉄製品を納める規定になっている一方、備前国（今の岡山県東部）の納入リストには鉄製品は見あたらない（主計寮式上伯耆国条・備前国条）。

### 13 参河国からの贄の荷札

（一三次、SK820出土。宮一—三六七）

（表）参河国播豆郡篠嶋海部供奉五月料御贄佐米楚割六斤  
（裏）参河国播豆郡篠嶋海部供奉五月料御贄佐米楚割六斤

長さ二五八mm・幅三〇mm・厚さ七mm ○三二型式

参河国播豆郡の篠嶋（今の愛知県南知多町篠島）から贄として届けられた「佐米楚割」（サメの干物）の荷札。類似の荷札木簡が他にも多く出土しており、また篠嶋だけでなく隣の析嶋（今の愛知県西尾市佐久島）からの荷札もみられる。これらの木簡は海

民集団の海部が月単位で貢進する書式をとり、13は五月分を貢進したということである。おおむね篠嶋が奇数月、析嶋が偶数月を担当した。第三の島として、比莫嶋（今の愛知県南知多町日間賀島）が分担することもあった。六斤は約四kg。参河湾の播豆郡三島のこの書式の贄の荷札には、原則として年紀は書かれぬ。なお、13は両面に同じ内容が書かれているが、よく見ると一面が「篠嶋海部」、他面が「篠嶋海」となっている。書き落として気付いて、反対面に書き直したのだろうか。ただ、表裏の筆跡は異なっているようにも見え、別人か、同一人でも時間差があるのかもしれない。

### 14 「西宮」を警備する兵衛の記録1

（一三次、SK820出土。宮一—九九）

（表）西宮南門「春部 大野 角門 達沙 合六人  
上 船 丹比部

（裏）「此无塩如何不可須如常」

長さ（一九一）mm・幅三一mm・厚さ五mm ○一九型式

### 15 「西宮」を警備する兵衛の記録2

（一三次、SK820出土。宮一—一〇〇）

（表）東三門 額田 林 神 北門 日下部 北府 「服」  
各務 漆部 秦 北門 日下部 北府 「結カ」  
（裏）合十人 五月九日食司日下部太万呂状

長さ一八七mm・幅二二mm・厚さ二mm ○一一型式

14・15は、ともに「西宮」(「さいぐう」とも)と呼ばれる宮殿を警備する兵衛のウジ名が記された木簡。兵衛は、地方豪族の子弟などから選ばれて上京し、宮門の守衛や宮内の宿直、行幸の供奉などにあたった武官のこと。令制では左右兵衛府に四〇〇人ずつ分属し、天皇の身边を護衛する親衛隊としての役割を果たした。西宮の諸門などへの兵衛の配置を記録した木簡である。

14の「南門」は南面に設けられた正門、「角門」は南門の掖門か。15の冒頭には「東三門」とあるが、他に「東一門」「東二門」と記された木簡もあり(宮一―九七など)、東面には三つの門が設けられていたことがわかる。「一門」と「二門」がペアで現われることが多く、一方「三門」は「北門」とセットになることが多いため、東面の門は南から順に番号が振られ、15の「東三門」は東面北門を指すとみられる。15の「北門」は「北炬門」とも見える(宮一―九三)から、夜間も篝火を焚いて通用門として利用されたらしい。

15の「北府」は北門近くに置かれた兵衛の詰所とみられる。「食司」は食料の担当者の意で、「日下部太万呂」は「北門」を守った「日下部」と同一人だろう。15は、彼が発信する書状の形式をとる。14・15双方に見られる「」は照合した印で、合点と呼ぶ。

14の裏面には「塩が支給されないのはどうしたことか、いつものようには取り扱われないのか」と、切なる思いが記されている。15裏面の「食司」の記載とあわせ、警備担当分担の木簡が食料請求の木簡としても機能したことを示している。

## 16 藤原仲麻呂の乱前夜の政治的緊張をうかがわせる木簡

(五次、SK219出土。宮一―二)

(表)寺請 小豆一斗 醬一□五升 [斗カ] 大床所 酢 末醬等

(裏)右四種物竹波命婦御所

三月六日

長さ二五九㎜・幅(一九)㎜・厚さ四㎜ ○八一型式

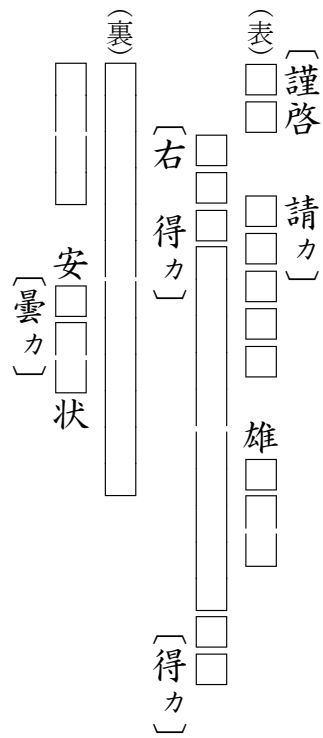
某寺が大膳職とみられる平城宮内の役所に対し、小豆・醬(今の醤油の原形)・酢・末醬(今の味噌の原形)の四種類の食材(調味料)を請求する木簡。竹波命婦は常陸国出身の采女で、孝謙天皇の側近の女官の壬生直小家主女とみられる。『平城宮木簡一』で第一号の番号を与えられた木簡でもある。

この木簡そのものが直接語るところはこれだけだが、一緒に見つかった木簡には、天平宝字六年(七六二)の年紀が書かれたものがある(19など)。SK219の木簡は、ゴミ捨て穴に一括して捨てられた遺物とみられるから、16も同時期の木簡と考えられる。これによって、竹波命婦が壬生直小家主人女であることが確実になるだけでなく、孝謙太上天皇が淳仁天皇と対立して法華寺に居住していた時期の、緊迫した政情を背景にもつ木簡であることがみえてくる。

このように、16は平城宮第一号木簡とされるに相応しい内容の奥行きをもつ木簡であるが、文字をよく見ると左側が切れており、本来は現状の一・五倍ほどの幅があったとみられる。不用になつたのちに割り裂かれ、篝火(おしりを拭くための木ぎれ)として再利用されたのではないかと考えられている。

## 17 平城宮跡で最初に出土した木簡

(五次、SK219出土。宮一―四)



長さ(二四六)mm・幅(三四)mm・厚さ八mm ○五一型式

安曇某が書いた手紙の木簡の断片とみられる。全体に腐蝕が著しく、墨痕は断片的で、しかも左辺は二次的に割られていて文字の左半が欠けている。下端を右辺から削って尖らせているのも二次的な加工で、元の長さはもう少し長かった可能性もある。

「啓」は、「拝啓」「謹啓」などとして今でも名残をとどめる手紙の書式。公文書の書式を定めた公式令の規定では、皇太子に関する事務を担当する春宮坊とうくうぼうから皇太子に上申する書式として定められているが、木簡や正倉院文書の実例では、「謹啓」あるいは「某謹啓」の形で、広く役人間の業務のやりとりや私信などの書式として利用されている。

書き出し部分はおろして偏の部分が残るだけだが、残画から「謹啓 請…」と判読でき、何らかの依頼文の可能性が考えられる。「請」の下には依頼内容が「……事」と続き、二行目はこれを受けて「右……」と具体的な説明に移るのである。記載は裏面にまで続いていたらとみられるが、残念ながら裏面も腐蝕が著しく、文意を読み取るまでには至らない。

なお、一九六一年一月二十四日に平城宮跡で最初に見つかった木簡が、この17である。

## 18 ウニの付札

(五次、SK219出土。宮一―一六)

### 棘甲羸

長さ八三mm・幅一九mm・厚さ四mm ○三二型式

たった三文字だけ記された小型の木簡。「棘甲羸」は難しい字だが、ウニを意味する『延喜式』などでは「棘甲羸」と表記される。また、万葉仮名で「宇尔」と書かれることもある。切り込みは内角がほぼ直角のきれいな二等辺三角形で、左右の位置もびたりと揃う。上端には左右の角を落とす加工が施され、文字もまらず整っており、全体的に丁寧な仕上がりと見える。簡略な記載からしても、おそらくは贄にえ(天皇用の食材)として貢納されたウニの保管用の付札とみられる。同じく贄の付札と考えられる木簡には下端を尖らせたものも多いが、18は切り込みがあることから、ここに紐を掛けてウニを入れた壺や籠などに結わえつけられたのだろう。

ウニの付札はあまり出土しておらず、長屋王家木簡中に数点確認される(『城』二七―二二下)以外ほとんど見あたらない。荷札は、二条大路木簡中に「棘甲羸老塙」と記された阿波国(今の徳島県)からのもの(『城』二二―三九上)と、「御贄宇尔」と記された若狭国(今の福井県南部)からのもの(『城』二二―三四下)が各一点ある。『延喜式』では、ウニは主計寮式諸国調条に記載があるが実際の諸国の調の品目にはみえず、他には大嘗祭式由加物条に阿波国の献上物として挙がるのみである。また、変わり種としては「棘甲羸交作鮑」(宮七―一九七七)や「宇尔并作鱧」(『城』三一―三四下)などと記された付札があり、ウニを和えたアワビを指すと考えられる。

なお、平城宮東方官衙地区で検出された大型のゴミ捨て土坑SK19189からはウニの殻の一部が出土しており、宮内でのウニの消費を物語る。



## 19 甲斐国からのクルミの荷札

(五次、SK219出土。宮一―二〇)

(表) 「甲斐」山梨郡雑役胡桃子一古

(裏) 天平寶字六年十月

長さ二二〇mm・幅二〇mm・厚さ三mm ○三二型式

甲斐国山梨郡(今の山梨市を中心とする、甲府盆地東北部の地域)からのクルミの荷札。天平寶字六年は七六二年。19は、平城宮第一号木簡、いわゆる「寺請木簡」(16)に年代の定点を与える重要な紀年銘木簡でもある。

「子」は実の意味で、「胡桃子」はクルミの実のこと。「雑役」は租税の名称としては知られておらず、これらの木簡以外には類例がない。中男(一七歳から二〇歳までの男子。ただし、この木簡の時期は藤原仲麻呂によつて年齢区分が一歳引き上げられていた期間にあたり、一八歳から二一歳まで)の共同労役による中男作物のような調達方法を指す表現とみられる(「正丁作物」と表記した例もある〔内裏東大溝SD2700出土木簡。『城』一六―一六上〕)。貢進主体の記載が郡までで個人名が書かれていない点からも、中男作物との親近性がうかがわれる。「古」は「個」と同じ意味の個数の単位の可能性もあるが、内容物がクルミであることからすると、音が共通な「籠」に通じ、籠状の容器の単位とみられる。

国名部分の記載は上端の狭い余白に窮屈に書き込まれており、しかも「国」を書くスペースがなく「甲斐」しか書けていない。同筆か異筆かの判断は難しいが、これらが少なくともあとから追記されたものであることは明らかである。それはいつのタイムミングであろうか？

国名の追記は荷札に括り付ける際に紐を掛けるための切り込み部分に書かれており、荷物に付いた状態では書けない位置である。荷札は最終消費地で取り外され捨てられると考えられるから、追

## 20

### 「大野里」からの米の荷札

(二六・一七次、SD1900出土。宮一―一九二八)

### 大野里五百木部己波米五斗

長さ二二三mm・幅三六mm・厚さ六mm ○三二型式

米五斗の荷札。大野里は『和名類聚抄』に各地に見えるが、藤原宮跡出土木簡から七世紀の「倭国所布評大野里」(奈良県教育委員会『藤原宮跡出土木簡概報』)の存在が知られるのが注目される。倭国所布評は後に添上・添下両郡に分かれた添(層富)県の地域(今の奈良県奈良市および大和郡山市付近)とみられ、『和名類聚抄』には添上郡・添下郡いずれにも大野郷は見えないが、これは平城京造営に伴って消滅した集落と考えれば説明が付く。

20が出土した下ツ道西側溝SD1900からは、「五十戸家」あるいは「五十家」と書かれた墨書土器も出土している。「五十

## 22 「例によって」飯を請求した木簡

(二〇次、SK2101出土。宮一一九四三)

(表) 請飯

番長二人  
蔵部一人  
史生一人

舍人十七人  
右依例所請如件

十一月七日安曇田主

長さ一八九㎜・幅三二㎜・厚さ四㎜ ○一型式

## 21 「左衛士府」と記した木簡

(二三次、SK870出土。宮一一八八六)

### 左衛士府

長さ二六三㎜・幅二八㎜・厚さ四㎜ ○五一型式

やや大きめの材に、大振りの文字を記す。下端部は丁寧加工されている。文字は上端付近に記された「左衛士府」の四文字のみ。左衛士府で使用する物品に付された付札か。なお、材の下側三分の二は表面が荒れており、元は「左衛士府」の下に文字があった可能性もある。

左衛士府は、地方の軍団兵士から選抜した衛士を管理する役所。右衛士府とともに宮城の守衛を分担した。天平宝字二年(七五八)八月から同八年(七六四)九月までの間は左衛士府と官名を改めているので、21はこの期間のものではない。同じくSK870から出土した土器の年代観によれば、天平宝字末年頃の木簡とみられる。なお、土坑SK870からは、ほかに衛士らしい人名を記した木簡も出土している。

飯の請求文書。蔵部は主として蔵物の出納に当たる伴部で、大蔵省に六〇人、内蔵寮に四〇人、主蔵監に二〇人配される。飯を請求した官司は不明だが、「蔵部」の記載から考えると、上記の大蔵省・内蔵寮・主蔵監のいずれかであろう。請飯の木簡では「請飯」の次には数量(容積)が記載される事例がほとんどであり、飯が支給されるべき人員が記されるのは珍しい。

文字は、決して下手ではないものの丁寧な書きぶりとも言いがたく、書き慣れた文字をサラサラと書きつけたような印象。特に史生の「生」字などはよく踊っている。また、番長の「番」字は「米」+「日」の字体で記されている。奈良時代の「番」は今と異なり「米」+「田」となるのが一般的だが、下半を「日」とする例はあまりみられない。

## 23 題籤軸木簡

(二〇次、SK2101出土。宮二一九四七)

(表)従常宮  
請雑物

(裏)二年

長さ(九〇)mm・幅二四mm・厚さ六mm ○六一型式

題籤軸木簡。題籤軸は巻物の軸の一種で、細い軸部の一端に幅広い題籤部を作り出し、そこに巻物のタイトルなどを記しておくもの。

23は軸部の途中で折れており、現状で題籤部の長さ五・三cm、軸部の長さ三・七cmほどである。一方、古代の紙は縦一尺×横二尺(当時の一尺は三〇cm弱)の規格の枠で漉き、端を少しだけ切り落として形を整えたため、縦二七cm×横五七cmほどとなるのが標準である。したがって、23の軸部も本来は最低でも三〇cmほどの長さを有していたことになる。細い軸部は折れやすいため題籤軸が完形で出土することは稀で、また仮に折れた軸部がともに出土していたとしても、通常そこには文字が記されず木簡と認識されないため、接続に気づくのは至難である。

一方、題籤軸が捨てられるのは巻かれた文書が不用となった時であろうから、文書廃棄の作法の一環として題籤部が折り取られることが多かった、と想定することも可能である(文書の方は巻物の状態のまま反古紙とされ、必要な長さに応じて切り取り裏面を二次利用したと思われる)。そう考えれば、題籤軸の題籤部と軸部は別々に廃棄されるのが一般的だったことになる。

平城宮内裏の北隣に位置する内膳司推定地出土であるから、「常宮」は内裏を指す可能性が高い。「請」は、古代には請求(「こう」・受給(「うける」)両方の意味で用いられたため、23に巻かれていた文書は内裏から要請を受けた物品、または内裏から下された物品いずれかのリストであったと考えられる。裏面は、年号

## 24 ムラサキノリの付札

が省略され「二年」とのみ記されるが、ともに見つかった木簡の年代から天平勝宝二年(七五〇)の可能性が高いとみられる。

紫菜

(一三次、SK870出土。宮二一九〇〇)

長さ七九mm・幅一三mm・厚さ三mm ○三三型式

「紫菜」とのみ記された付札。紫菜はムラサキノリのこと、海藻類の中では最も高価とされる。なお、古代には「海藻」はワカメまたは海藻類の総称の意味で、ワカメ以外の海藻類も、「海藻」(アラメ)や「未滑海藻」(カチメ。海藻の一種を指すとする説と、アラメを搗いて粉末にしたものとみる説がある)、「撫滑海藻」(ナデメ。海藻の一種を指すとする説と、アラメを食べやすいように叩きほぐしたものとみる説がある)などと表記された。一方、ムラサキノリには常に「菜」の字が用いられる。ちなみに、紫色の染料の原料となる陸生のムラサキは「紫草」と表記される。右辺中央付近の破損が惜しまれるものの、八cmに満たない小振りさや細身であくなく整う文字などから、全体に優美な雰囲気がある。荷札の可能性も排除はできないが、貢進地などを記さない簡略な記載からも、贅として貢納された品を管理するためのラベル(狭義の付札)との印象を強く受ける。ただよく見ると、上端付近の切り込みは左右で形状がまったく異なり、下端を尖らせる加工もほとんど右辺のみから削り込んでいる。丁寧なのか雑なのか、独特の愛嬌をもつ木簡である。

## 25 丹後国からの赤米の荷札

(二二次北、SD3035出土。宮二―二二五八)

### 丹後国竹野郡芋野郷采女部古与曾赤春米五斗

長さ三三六mm・幅一七四mm・厚さ四mm ○三二型式

丹後国竹野郡芋野郷（今の京都府京丹後市弥栄町芋野付近）の采女部古与曾が納めた赤春米（春いた赤米）の荷札。字体は「春」だが、「春」のつもりで書いているのであろう。赤米は野生種に近いイネの一種で、タンニン系の色素を多く含み、名前のとおり米粒自体が赤色（または黒に近い紫色）を帯びている。赤米の荷札の出土は造酒司またはその近辺に著しく集中しており、奈良時代には特に酒米として利用されたと考えられている。現在も赤米を原料とした酒を醸造する蔵元がわずかながら残っており、米の色を活かして桜色に仕上げたどぶろくなどもある。

「采女」は、二文字を左右に組み合わせて「姦」と記している。このように複数の文字を組み合わせて一文字としたものを合字という。奈良時代には他にも、「麻呂」「戸主」「戸口」などの合字が使われていた。

## 26 両村郷からの酒米の荷札

(二二次北、SD3035出土。宮二―二二五二)

### 両村郷御酒米五斗

長さ一七八mm・幅二三三mm・厚さ五mm ○三二型式

両村郷から「御酒米」を納めた際の荷札。二村郷の異表記であれば讃岐国鵜足郡の可能性もあるが、「両村」の表記や他に尾張国山田郡（今の愛知県豊明市付近）からの酒米の荷札（宮二―二

## 27 清酒の付札

(二二次北、SD3035出土。宮二―二三一九)

### 清酒中

長さ一五四mm・幅二三三mm・厚さ四mm ○三二型式

清酒の付札。「清酒」は「濁酒」に対する言葉で、澄んだ酒の意。上澄みをすくうか、布で濾すなどして酒かすと分離したものである。「中」は酒の等級を示すか（28も参照）。容量が書かれていないので、長期保管のための札ではないだろう。

現状では左辺が割れているが、左辺上部にも右辺と対になる切り込みがあったとみられるから、元は三cm程度の幅があったはずである。木目の細かな幅広の柾目材を用い、ゆったりとゆとりをもって文字を記しており、立派な風格を感じさせる木簡である。短い使用期間を想定して作られた木簡であるのは確かであろうが、醸造過程における一時的保管用のラベルなのか、あるいは貢進用のラベルなのか、用途の確定は難しい。わずか三文字の木簡ではあるが、興味は尽きない。

## 28 「中酢」と記した木簡

(二二)次北、SD3035出土。宮二―二三三三)

### 中酢

長さ一〇七mm・幅(三四)mm・厚さ三mm ○二二型式

上半に墨痕も黒々と「中酢」とのみ書かれている。「中」は中等という意味であろう。造酒司では他に「清酒中」と記した木簡も見つかっており(27)、こちらも同様の意味に解されている。

造酒司では、酒のみでなく酢の醸造も行っていた。「酢」は『和名類聚抄』によると「ス」又は「カラサケ」と読む。正倉院文書には米一石から酢九斗を得たことがみえ、『大日本古文书』六一九三)、また『延喜式』には「酢一石料 米六斗九升 麩(〓麴) 四斗一升 水一石二斗」と造酢法が記されている(造酒司式造雑給酒酢法条)。

28は一見すると完形品のようだが、実は右辺が割れて失われている。但し、文字の位置からみて、欠損はそれほど大きくはないだろう。切り込みがなくしかも小型であることからみて、大型の甕などに付けたものではなく、容器などに小分けにしたものに添付したものか。また、酢だけを集めてストックしていればわざわざ「酢」と書く必要はなく、「中」のみで事足りるのであるから、あるいは他の酒類などと一緒に保管されていた状況を示しているかもしれない。

## 29 若狭国からのイワシの荷札

(二二)次北、SD3035出土。宮二―二二八三)

### 青郷御贄伊和志腊五升

長さ七八mm・幅一四mm・厚さ三mm ○二二型式

若狭国遠敷郡青郷(今の福井県高浜町の一部)より御贄として進上された「伊和志」(イワシ)の「腊」(干物)の荷札。若狭国は、いわゆる御食国の一つとして、全国の中でもとりわけ多くの贄を貢納する地域の一つだった。

ここではイワシが「伊和志」と万葉仮名で書き記されている。「鯛」と表記する木簡もある(宮二―三三三五)が、贄の荷札の場合には「多比」(タイ)・「伊加」(イカ)のように万葉仮名で表記する傾向がある。また、木簡として非常に小さく、しかも荷札であるのに切り込みや下端を尖らせる加工がないという特異な形状をとる点も、この木簡の特徴である。

## 30 「謹」字をつづけて書いた習書木簡

(二二)次北、SD3035出土。宮二―二三八七)

(表)謹謹謹謹謹謹謹  
(裏)謹謹謹謹謹謹謹

長さ(一〇〇)mm・幅(一九)mm・厚さ三mm ○八一型式

勢いのある筆致で文字が書き連ねられている習書木簡。習書は一般に文字の練習とされるが、単語単位や文章単位で記されるもののほか、手遊びや落書、あるいは清書前の筆ならしとみられるものなど、多様性に富む。

30の文字は、表裏ともすべて「謹」とみられる。下端・右辺が欠損しているため、本来はもっとたくさん書かれていた可能性もある。「謹」は「謹解申」「謹啓」といった具合に文書や書状で頻繁に使用されるため、書き手は特にこの字を選んだのであろう。

なお、習書木簡に書かれた文字をカウントすると、第一位は「大」、第二位は「人」、第三位は「道」で、以下「天」「月」「部」「為」「有」「十」「日」「国」……と続く。やはり使用頻度の高い文

字が習書される傾向が認められる。また、「道」には之繞しんてうの字の代表という意味合いが想定され、「為」はさまざまな画をバランスよく含むという理由で好まれたのかもしれない。

### 31 造酒司からの呼び出し状

(二三次北、SD3035出土。宮二―二三三四)

(表) 造酒司符 長等 若湯坐少鎌 犬甘名事 □

日置薬 三

(裏) 直者言従給状知必番日向参 □ [上カ]

長さ(一五〇)mm・幅三八mm・厚さ三mm ○一九型式

造酒司が、若湯坐少鎌・犬甘名事・日置薬ら三人を呼び出す召文の木簡。「長」という役職にある者に充てた符(上部機関から下部機関に充てる文書)の書式をとる。下端が折れているため、呼び出し理由などはわからない。四cm近い幅の材を用いた堂々とした書きぶりや、日付や差し出しが全く残らないことなどからみると、元々は今の二倍以上の長さの大型木簡だった可能性がある。その場合、呼び出された人がもつと多かつたことも考えられよう。表面の「長」は、当番ごとの責任者。衛府の百人単位の統率者である番長の可能性もあるが、造酒司が兵士を直接呼び出せたとの想定はやや不自然で、酒造りに携わった酒部の統率者とみるのが妥当と思われる。若湯坐・犬甘・日置は、いずれも中・下級の役人を出す氏族である。

裏面は語順が若干整わず、内容が取りにくい部分もあるが、おおよそ「通知した当番の割り当て通りに出勤するように」という意味であろう。

### 32 大甕の付札

(二三次北、SD3035出土。宮二―二三三〇)

二条六躰三石五斗九升 □

長さ二三五mm・幅四一mm・厚さ六mm ○三二型式

31が差し出し側の造酒司で見つかったのは、呼び出しを受けた人々が造酒司に向く際に、31を持参したからである。このように、文書木簡は差し出しに戻って捨てられる場合もあった。

「二条六」は、多数の躰(甕)を整然と並べた縦横の位置関係を示すもので、二列目の六番目の意味。三石五斗九升は、今の約一石六斗二升、二九一ℓほどにあたる。この量は、ほぼ直径八二cmの球体の容積に相当する。

中身が何かは書かれていないが、水と明記するもうひと回り大きな「三条七」の甕の付札(宮二―二三三一、片面に「三条七躰水四石五斗九升」と記され上端に切り込みを持つ〇三九型式の付札)も見つかっているので、明記のない32は酒甕のものだろう。32が宮二―二三三一と同じ場所で使われたものとすれば、少なくとも二十一個(二三三七)以上の大甕が整然と並んでいたことになる。

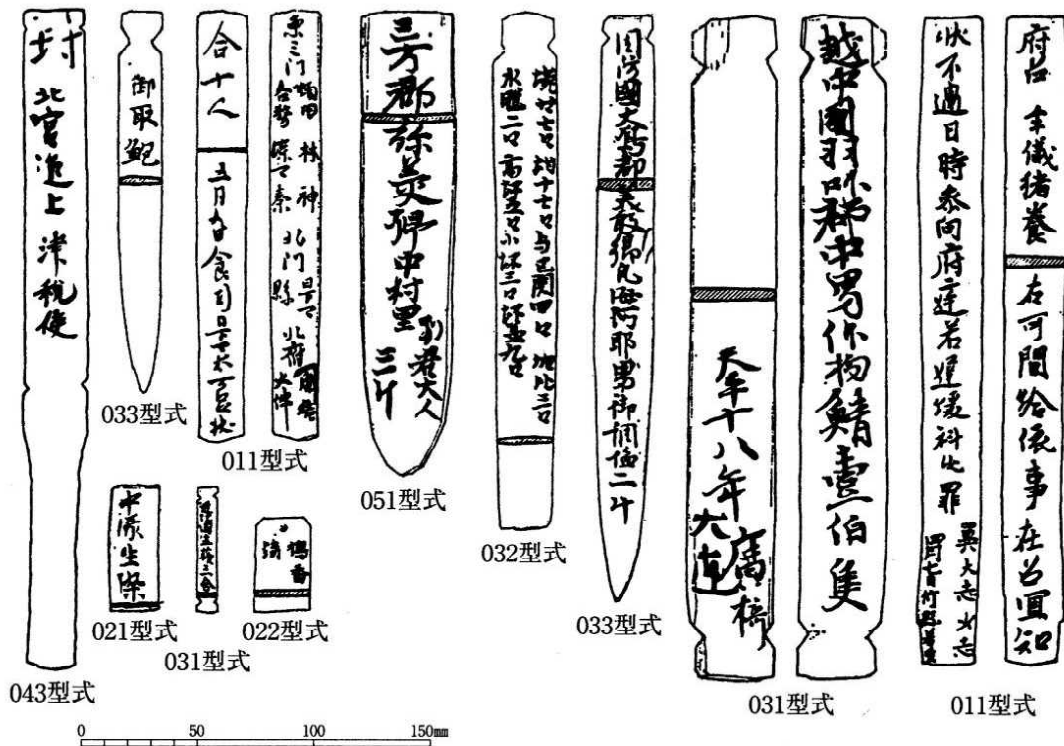
大甕は底が平らではなく、穴を掘って据えられていた。造酒司跡の発掘調査では、内部に甕を据えた痕跡がある建物が多数見つかっている。これと符合する。西大寺食堂院跡で見つかった建物の場合、一列四個の甕が少なくとも二十列はあり、間隔はそれぞれ一・五mだった。必要最小限の通路部分を残して隣の甕と接するような状態だったことになる。造酒司でも同じようにギツシリと並べて据えられていたのだろう。

ところで、従来は「三石五斗九升」について、この甕に入れて

ある酒の実容積を示すと漠然と理解するのが一般的だったように思う。しかし、この甕で直に醸造するのならば、できあがった酒の容積を計量するのは難しいだろう。また、別の容器で醸造したものを枡で計って注ぎ入れるのならばもう少しキリのよい数字にしそうなものだし、使用し始めたら用済みになつてしまう。使用の都度、使用料を木簡に書き付けていくことは充分考えられるが、少なくとも**32**にはそのような形跡は見られない。

このように考えるならば、**32**はむしろ、甕を据える前に計った甕の最大容積を示すための付札なのではないか。その場合、宮二―二三三一の「水」は、「水専用」の甕の意味に理解できるだろう。初めから用途を決めていたことになる。

造酒司ならではの木簡なのは間違いないが、内容が端的であるだけに、かえって解釈が難しい面もある。なお、縦横の位置関係を記した同種の木簡は、長岡宮跡でも見つかつている。(「八条四甕納米三斛九斗」、『長岡京木簡一』四九九号)。ただし、これの内容物は酒や水ではなく、米である。



【木簡の型式分類】

## 【木簡が見つかった遺構】

### SD2700 (木簡番号1、2)

一九六五年

平城京の北東に位置する水上池の南西部に端を発し、内裏東辺を南流してその排水を集める基幹排水路。内裏東辺では石の護岸をもつが、それより南では一部に木杭による護岸がみられる程度となる。東区朝堂院・朝集院東辺の東方官衙のどこかの地点で東に折れ、SD3410に接続していたとみられるが、その地点は未詳。内裏周辺では、天平期以降の多量の遺物が層位的に堆積していることが知られている。

### SD2000 (木簡番号3)

一九六五年

東西方向の凝灰岩製切石積み暗渠。内裏内の排水を処理するための溝で、内裏内郭から築地下をくぐり東に向かって流れ、内裏の東側を北から南に流れる大溝SD2700に注ぎ込む。SD2700との合流地点の手前付近から、木簡二点が出土している。

### SK1979 (木簡番号4)

一九六四年

平城宮内西辺付近、平城宮の西面中門・佐伯門と同南門・玉手門との間に位置する調査区で検出した円形土坑。数十本の杭を方形にめぐらした性格不明の遺構の内側に掘られていた。木簡は一九点(うち削屑七点)が出土した。内容は釘に関わる事柄に偏り、当該地に工房などが存した可能性を示唆する。

### SK820 (木簡番号5、15)

一九六三年

内裏の北東に位置する北外郭官衙西辺に掘られた方形のゴミ捨て穴。一辺約四m、深さ約二・三m。天平十七年(七四五)の平城遷都後のこの地域の再整備に関わるゴミを投棄した土坑で、天平十九年(七四七)頃に埋められたとみられる。平城宮跡で最初に千点規模の木簡群が見つかった遺構。出土木簡は、平城宮跡内裏北外郭官衙出土木簡として、二〇〇七年に重要文化財に指定された(一七八五点(うち削屑九五二点))。

### SK219 (木簡番号16、19)

一九六一年

平城宮中央区の第一次大極殿院の跡地に建てられた西宮の北側に展開する役所のゴミ捨て穴。東西三m、南北三・五m、深さ一mの北半部と、東西三m、南北二・五m、深さ一mの南半部とからなる。平城宮跡最初の木簡出土地として名高い。天平宝字末年頃(七六〇年代前半)の遺物を中心とする。SK219出土の木簡群は、同じ役所内の井戸SE311出土木簡二点とともに、平城宮跡大膳職推定地出土木簡として、二〇〇三年に木簡では初めて重要文化財に指定された(計三九点(うち削屑一六点))。

### SD1900 (木簡番号20)

一九六四年

平城宮朱雀門内側で検出した南北溝。元は平城宮造営以前の下ツ道西側溝(SD1900A)であったが、宮造営後は朱雀門から北に延びる幅約二・三mの道路の西側溝(SD1900B)として再利用される。幅約二・八、三・〇m、深さ約〇・六、〇・八m。

### SK870 (木簡番号21、24)

一九六三年

内裏の真北に位置する内膳司と推定される役所の東辺で見つかった不整形のゴミ穴。規模は東西五m、南北五m、深さは一・三m。出土木簡は、SK2101・2102・2107出土木簡とともに、平城宮跡内膳司推定地出土木簡として二〇一〇年に重要文化財に指定された。

### SK2101 (木簡番号22、23)

一九六四年

内膳司と推定される役所のうち、東半の広場部分で見つかった密集するゴミ穴の一つ。東西三・五m、南北三・四mの方形。周辺にはいくつものゴミ穴が重複して掘られ、井戸の南西側の作業場兼塵芥処理場のような様相を呈していた。そのいくつから木簡が出土した。出土木簡は、SK870・2102・2107出土木簡とともに、平城宮跡内膳司推定地出土木簡として二〇一〇年に重要文化財に指定された。

### SD3035 (木簡番号25、32)

一九六五年

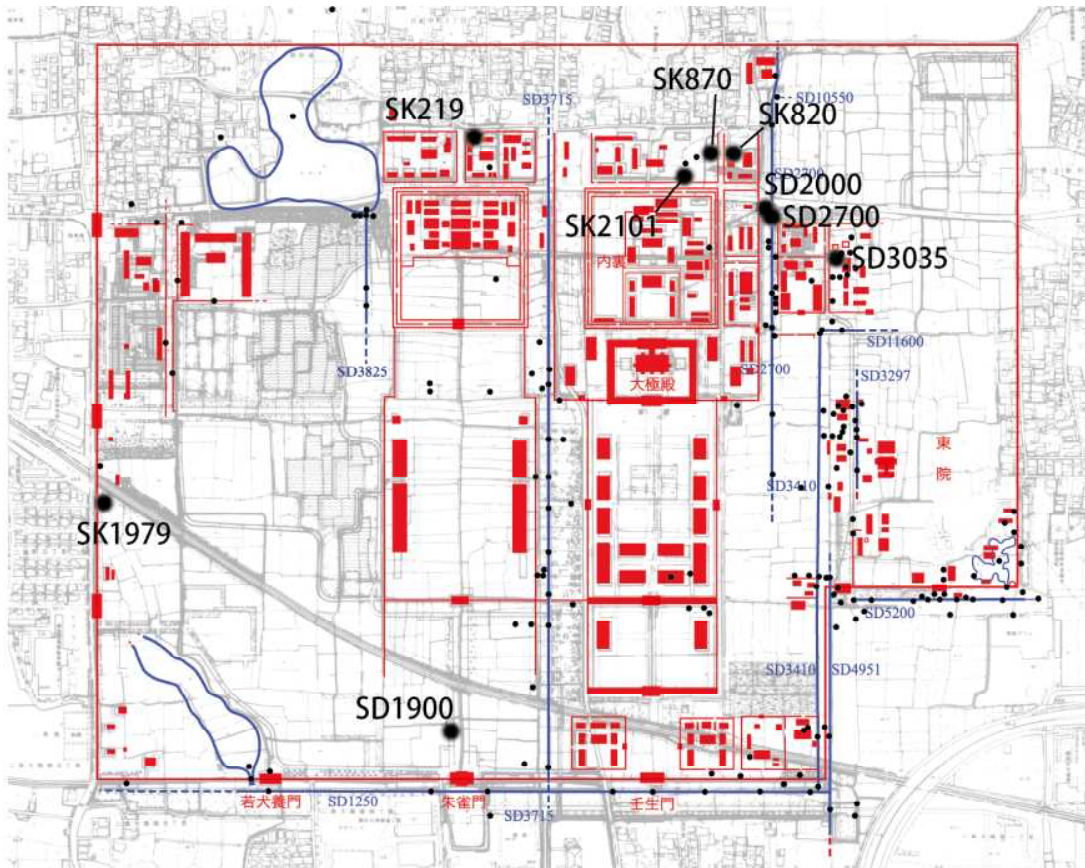
造酒司の井戸の排水を流すために、役所の西辺に位置をずらしながら



何度か掘られた南北溝の一つ。幅約七〇cm、深さ約二〇cm。南端は造酒司南限の築地塀を暗渠で抜けて宮内道路の側溝に接続する。奈良時代前半の霊亀・養老・神亀（七一七〜七二九年）の年号をもつ木簡がまともに出土している。ただし、最上層からは天平勝宝八歳（七五六）十月の年紀のある木簡（宮二―二二四七）が出土しており、奈良時代半ば過ぎに埋没したとみられる。なお、木簡は溝のあちこちからまんべんなく出土しているのではなく、溝が溜まり状に広がった部分から集中的に出土している。溝の遺物ではあるが、土坑状の遺構の遺物が主体とみることもでき、年代や内容の一括性の高さはこれに由来する可能性がある。

出土木簡は、同じく造酒司内で検出された井戸SE3046および溝SD3047・3050出土木簡とともに、平城宮跡造酒司出土木簡として二〇一五年に重要文化財に指定された。

（奈良文化財研究所史料研究室）



平城宮木簡出土地点図〔●木簡出土地  
●てぬぐいに掲載の木簡出土地〕